

シリーズ 社会福祉法人の力を地域に

～社会福祉法人の地域における公益的な取組を紹介～

社会福祉法が改正され、すべての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが責務として規定されました。社会福祉法人の公益性・非営利性など、その本旨に従い、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

「地域の一翼を担って ～ふれあい弁当事業～」

のみ社会福祉法人連絡会

コロナ禍の一助に

能美市社会福祉協議会では、長年ボランティアのみなさんによる高齢者のふれあい弁当と子育て応援弁当を続けてきましたが、コロナ禍のため休止していました。

そこで、のみ社会福祉法人連絡会の会員法人で福祉事業の一環として食事提供等を行っている5法人に弁当調理を担っていただくことになりました。

ボランティアの皆さんの思いを引き継ぎ

令和3年度から実施するにあたり、法人で調理を担当している職員による専門員会を立上げ、栄養バランス、調理からご家庭へお届けするまでの流れを確認するなど、情報共有を重ねました。

法人のみなさんからは「長年続けられてきたボランティアの皆さんの思いを大切に継承していこう」「配達されている民生委員さんなどとも連携ができ、地域福祉活動の一翼を担っていきたい」と話されています。

能美市社協ふれあい弁当事業のながれ			
対象	調理担当	受け渡し・配達	掛紙作成
○高齢者ふれあい弁当 (月2回)	泰耀、なごみの郷、 南陽園、佛子園、陽 翠水	民生委員、主任児童 委員、ボランティ ア、福祉推進員	ボランティア、学童 クラブ、デイサービ スセンター利用者 等
○子育て応援弁当 (月6回)			

よりよく工夫していきたい

「最初に社協さんからお声掛けいただいた時は、できるかな、と不安でしたが、市内の複数法人が携わるとお聞きし安心しましたし、勉強にもなるなと思いました」と法人の担当者がお話してくださいました。

配達している民生委員さんからも「法人の方が協力してくれ、継続できることにホッとしました。お弁当をお渡ししながら声掛けや状況確認もでき大変助かっています」と。

今後は、お弁当を利用しているみなさんへアンケートを行うことも予定しています。

利用者が楽しみにしている「ふれあい弁当事業」は多様な人々の手により続けられています。



市内3地区の受渡拠点に法人が納品。心のこもった掛紙を添え、配達するみなさんが保冷バックに詰め、担当のお宅へ出発しました。

【問い合わせ】(社福) 能美市社会福祉協議会 TEL0761-58-6200

◇◇◇地域における公益的な取組をシリーズで発信していきます。情報をお寄せください。◇◇◇